

肝属地区障がい者基幹相談支援センターだより

No.4 2024年1月発行



〒893-0006 鹿屋市向江町29-2 (鹿屋市社会福祉会館内)

肝属地区障がい者基幹相談支援センター <TEL>0994-35-4801 <FAX> 0994-43-2050

HAPPY NEW YEAR!!



明けましておめでとうございます。

旧年中は肝属地区障がい者基幹相談支援センターの運営につきまして、多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されます。これにより、民間企業の障害者雇用はもとより、飲食店や小売店などでも障害のある方に対する合理的配慮の提供が、義務化されます。具体的には事業者が、障害のある人から要望を受けた場合、バリアを取り除くために当事者間で話し合っ、負担が重すぎない範囲で対応策を提供することです。例えば、筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助などです。

また、令和6年は診療・介護・障害福祉サービスのトリプル報酬改定の年となっていますが、まだ不確定要素が多い状況です。改定の内容が固まった後、迅速に対応できるよう、今後も基幹相談支援センターの役割として情報発信を行い、関係機関と共同して肝属地区の障害児者福祉の充実を図っていきたくと思います。

今年もコロナウイルスやインフルエンザの流行が懸念されますが、体調管理に気を付けてお過ごしください。本年も宜しくお願い申し上げます。

肝属地区障がい者基幹相談支援センター
前原昭子



日時	地区	場所
1月23日	南大隅町本所	南大隅町本所
	佐多支所	佐多支所
2月7日	鹿屋市輝北町	輝北総合支所
	垂水市	垂水市役所
3月7日	内之浦支所	内之浦支所
	肝付町本所	肝付町本所

障がい福祉に関することなら、どんなことでも構いません。お気軽にご相談下さい。

(相談会の日程や場所は、変更がある場合もあります。)

*医師、看護師等の巡回相談ではありません。

【市民・町民の皆様】

悩み事、相談等のある方で役場等の施設へ行きにくい方は相談員がご自宅に訪問する事が出来ます。お気軽にご連絡下さい。

【事業所の皆様】

担当されている業務等についてご相談等ある場合、巡回相談を活用して頂く事も出来ます。お気軽にご連絡下さい。

ひとりで悩んでいませんか？



医療的ケア児コーディネーター連絡会

令和5年11月17日(金)、2市4町の医療的ケア児コーディネーター連絡会を開催致しました。相談支援専門員より支援困難事例を出してもらい、課題解決に向け情報共有することができ、会では相談支援専門員より活発なご意見を頂きました。大隅・肝属地区の医療的ケア児支援体制強化に向け今後も関係機関との連携が図れるよう活動していきたくと思います。

燃ゆる感動かごしま国体 / 燃ゆる感動かごしま大会

大会期間中、心援ありがとうございました。

選手の皆さんが全力で取り組む姿はスポーツの持つ力、人間の持つ無限の可能性を感じ勇気づけられました。この大会に参加されたすべての方が、それぞれの可能性に向かってさらに飛躍されることを心より願います。

地域生活支援拠点研修会

令和5年1月20日に社会福祉法人ゆうかり 地域生活支援拠点 ゆうかり管理者 兼 相談支援専門員の塩満創氏を招いて研修会を開催しました。地域生活支援拠点とは5つの機能(相談、体験の機会・場所、緊急時の受け入れ・対応、人材育成、地域の体制づくり)があります。障害のある方々が住み慣れた街で心から安心して暮らすことが当たり前になる未来を目指して、様々な支援を切れ目なく、不安なく提供できる仕組み作りを構築していくことが必要であることを学びました。



イメージ図(面で整備)



2024年 辰年はどんな年？

過去の辰年を振り返ってみました。2024

《1964年：昭和39年》

- ・アジア初となる東京オリンピックの開催
- ・世界初の高速鉄道「東海道新幹線」が開業
- ・♪君だけを 西郷輝彦

《1988年：昭和63年》

- ・青函トンネル、東京ドーム、瀬戸大橋など大型建造物の竣工
- ・社会現象となった「ドラクエⅢ」の発売
- ・第一回鹿児島県地区対抗女子駅伝

《2000年：平成12年》

- ・都営地下鉄大江戸線の全線開通
- ・BSデジタル放送の開始
- ・2000円札の発行
- ・介護保険制度スタート

《2012年：平成24年》

- ・東京スカイツリーの開業
- ・京都大学の山中伸弥名誉所長・教授がIPS細胞を発見しノーベル生理学・医学賞を受賞
- ・日本の総人口 過去最大25万人減

龍は古来より中国で権力の象徴とされ、縁起の良い生き物とされています。



Happy New Year

Happy New Year

2024年4月1日から

障害者差別解消法が変わります！

- ・事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。
- ・改定された基本方針では、障害を理由とする差別解消を推進するための政府の全体の方針を示しています。



令和3年5月、障害者差別解消法（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）の一部が改正されました。

改正法は、**令和6年4月1日**に施行されます。

《内閣府HPより一部抜粋》

合理的配慮の参考事例



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する



配慮がない状態



平等ではあるけど...



公正



環境があればハンディキャップはない

権利擁護（虐待防止）研修を開催しました

令和5年10月20日（金）リナシティかのや3階ホールにて肝属地区障がい者基幹相談支援センター（鹿屋市社会福祉協議会）の主催で権利擁護（虐待防止）の研修を開催致しました。講師のかのや乳児院 梶川恒施設長より「こども虐待の現状と地域にできる支援」と題して多くの参加者が来場され、貴重なお話を伺う事ができました。



障害者虐待防止法とは

わかりやすく言うと虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。
※権利とは…自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりすることができる等、自分にも周りにも同じように権利があります。
※尊厳とは…犯されてはならない人間としての根源的な価値

◆関係機関の連携・協力による対応と体制◆

障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、経済的問題等様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援に当たっては障害者や擁護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携をとりながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

